

資料 2

「生駒南小・中学校の今後を考える会議」開催要綱

(趣旨)

第 1 条 本市教育委員会において策定された「生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方」を受け、地域協議会における学校再編についての協議を経た上で決定した、「生駒市立小・中学校の再編等に係る方向性の決定について」中、今後の具体的な取組についての意見を求めるため、「生駒南小・中学校の今後を考える会議」(以下、「会議」という。)を開催することに関し必要な事項を定める。

(意見を求める事項)

第 2 条 会議において意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 生駒南小・中学校の学校施設の在り方
- (2) 生駒南中学校の規模の適正化及び校区の見直し
- (3) その他教育委員会が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第 3 条 会議は、次に掲げる者から参加を求めるものとする。

- (1) 生駒南小中学校 学校運営協議会委員
- (2) 生駒南小中学校長
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(会議)

第 4 条 会議は、公開を原則とする。ただし、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準第 2 条各号に該当する場合は、非公開とすることができるものとする。

2 会議の日程を、開催日の 1 週間前を目処に市ホームページ等で公表する。

(公開の方法等)

第 5 条 傍聴については、原則として許可する。ただし、非公開とした会議については、傍聴は認めない。

- (1) 傍聴の定員は、会場の都合等を考慮して決定する。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えたときは、先着順とする。
- (3) 傍聴の受付は、会議開催時刻の 30 分前からとし、受付を開始した時点

で傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により決定する。

- (4) 傍聴者に会議資料を配布する。
- (5) 許可なく傍聴者からの発言は認めない。
- (6) 許可なく傍聴者の写真撮影、録画、録音等を認めない。

(会議録の作成及び公表)

第6条 会議終了後速やかに作成し、市ホームページへの掲載及び事務局（教育指導課）への備付けにより公表する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月14日から施行する。